

# 登園許可書

## (学校伝染病に係る登園に関する意見書)

下記の疾患に罹患したため、学校保健法施行規則第20条にもとづき療養を指示していましたが、伝染のおそれがきわめて少なくなったので、平成 年 月 日 以降の登園が可能であると判断しました。

なお、この意見書を和泉市以外の医療機関で発行してもらう場合、意見書代が必要となる場合があります。

### 和泉チャイルド幼稚園

クラス		氏名	
年齢	歳		

- 麻しん (はしか)
- 風しん
- 水痘 (水疱瘡)
- 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)
- 百日咳
- 咽頭結膜熱 (プール熱)
- 結核
- インフルエンザ
- 腸管出血性大腸菌感染症
- 流行性角結膜炎
- 急性出血性結膜炎
- A群溶血性連鎖球菌咽頭炎 (A群溶連感染症)
- 感染性胃腸炎 (ノロ、ロタ、アデノウイルスなど)
- アデノウイルス咽頭炎 (アデノウイルス感染症)
- その他の伝染病 (病名 )

○その他の伝染病とは、必ずしも感染症法・学校保健法に規定された感染症に限らず、出席停止措置が望ましい疾患すべてが対象となります。

平成 年 月 日

医療機関：

診察医師：

医療機関へのお願い

和泉市内の公立保育園・民間保育園・幼児教室では、学校伝染病にかかった子どもが登園するときには、この意見書を提出するよう指導していますので、よろしくお願ひします。  
(なお、この意見書代については、和泉市医師会に無料で協力を依頼しております。)